



令和5年度コミュニティ・スクールの実態調査

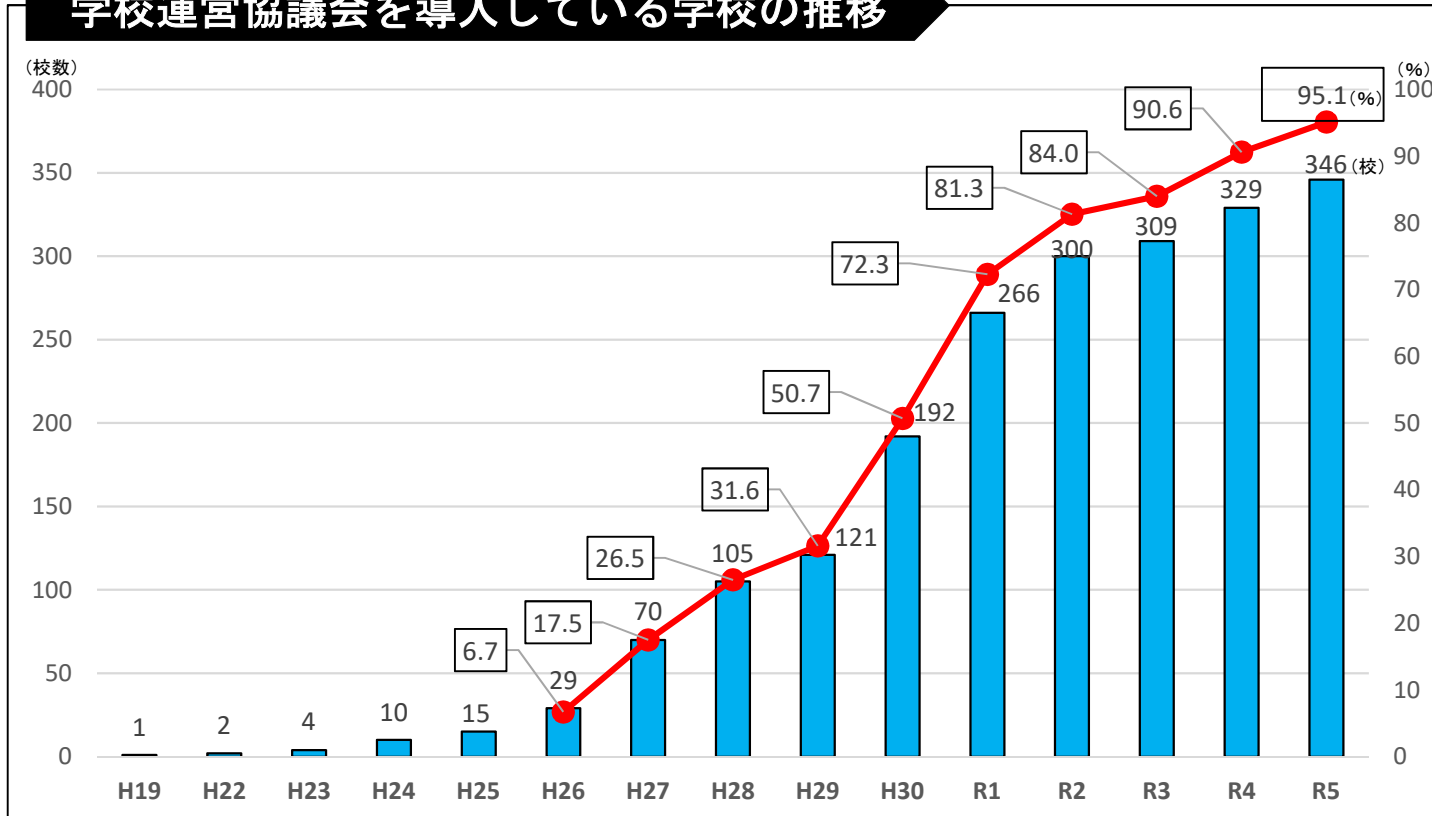
－「令和5年度教育課程の編成・実施状況調査」より－

◆大分県教育委員会社会教育課R6.3

調査の対象

- 学校運営協議会を導入している小学校・中学校・義務教育学校（令和5年7月1日現在）※
- ※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づいて「学校運営協議会」を設置している学校

学校運営協議会を導入している学校の推移



コミュニティ・スクール

学校運営協議会※1

- 学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
 - ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
 - ・ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
 - ・ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

委員（構成）

- ・ 地域住民
- ・ 保護者
- ・ 地域学校協働活動推進員 等

学校（校長等）

学校運営の基本方針

教育課程 生徒指導

学校運営や教育活動

学力向上

教育委員会

意見

任命

説明

承認

説明相談

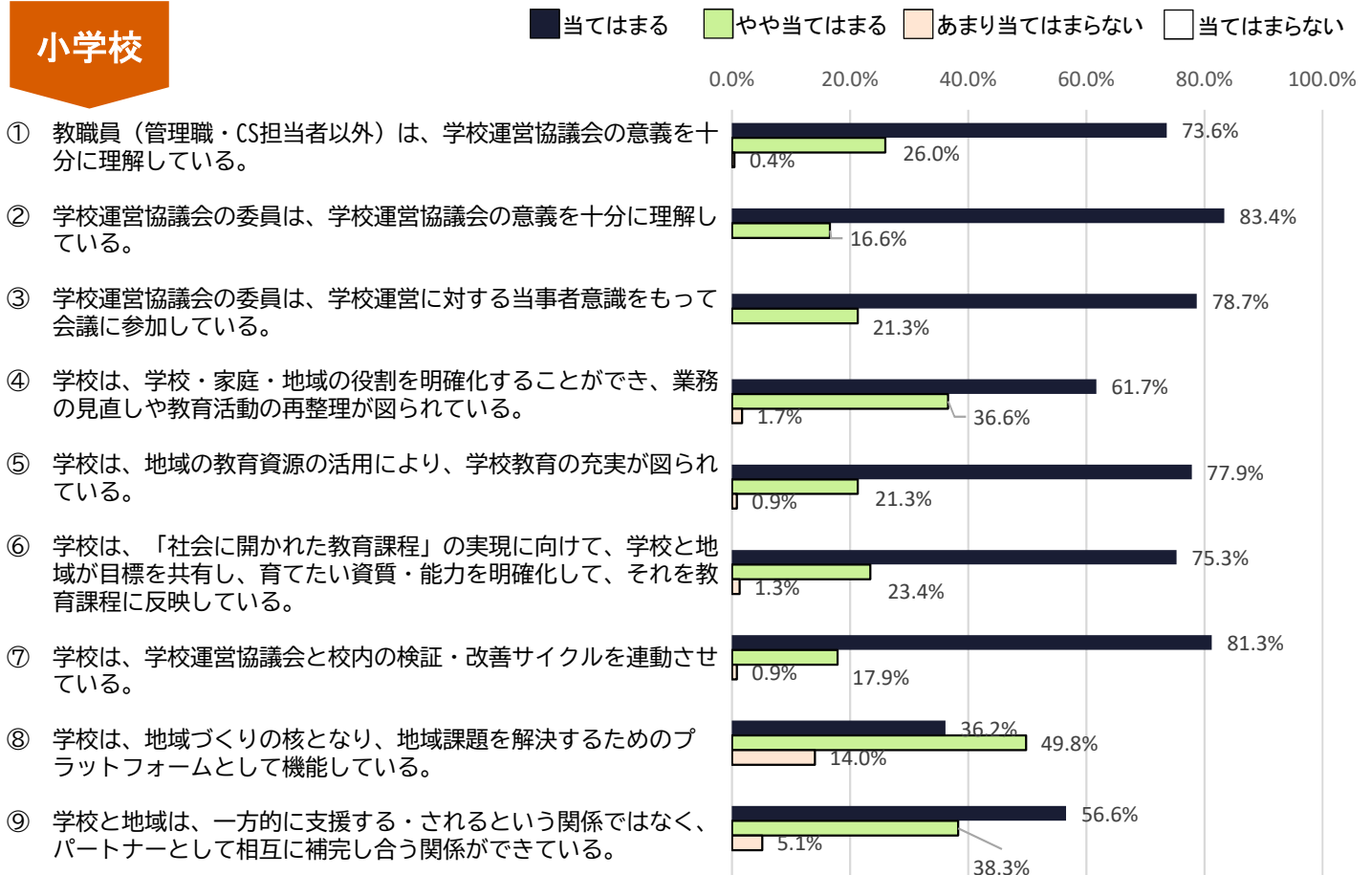
意見
解決策の提示

※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

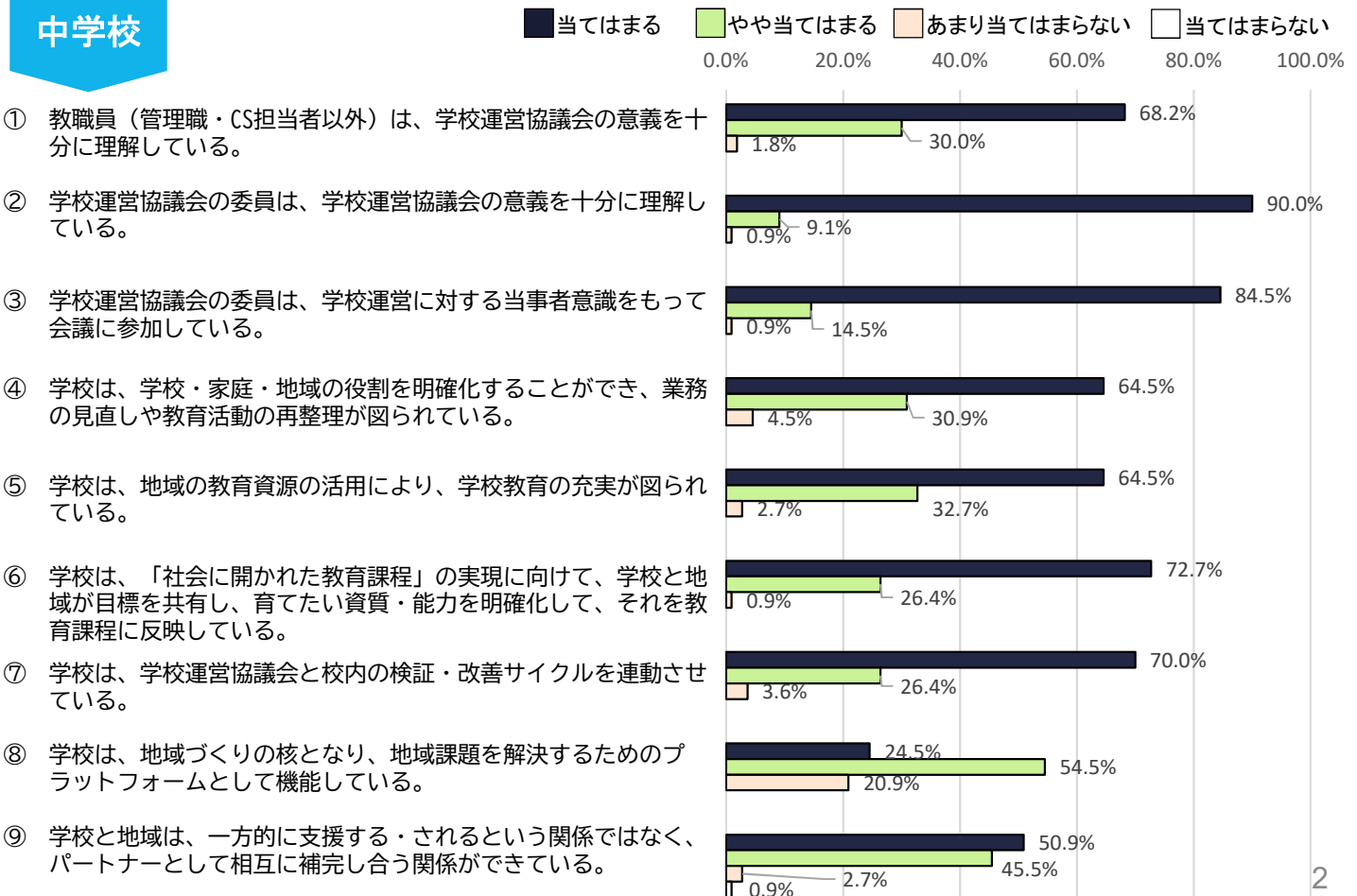
令和5年度コミュニティ・スクールの実態調査 結果①

1. 学校及び学校運営協議会の様子

小学校



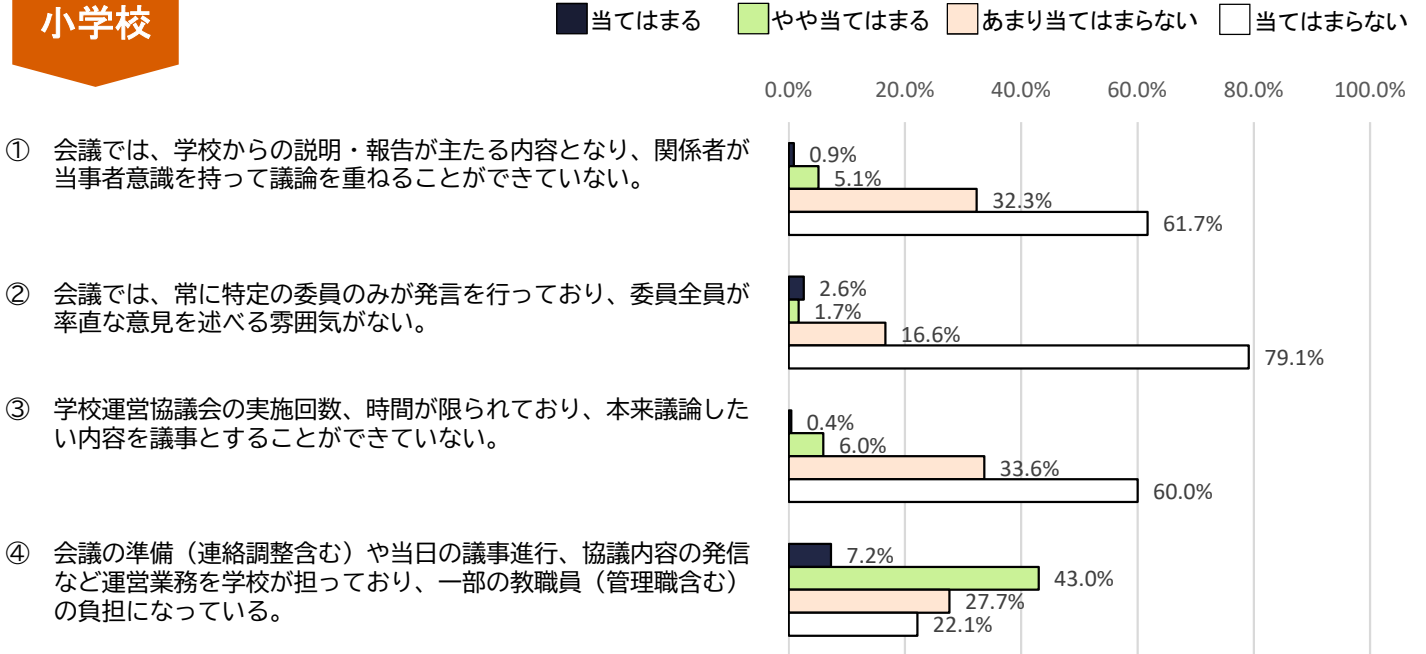
中学校



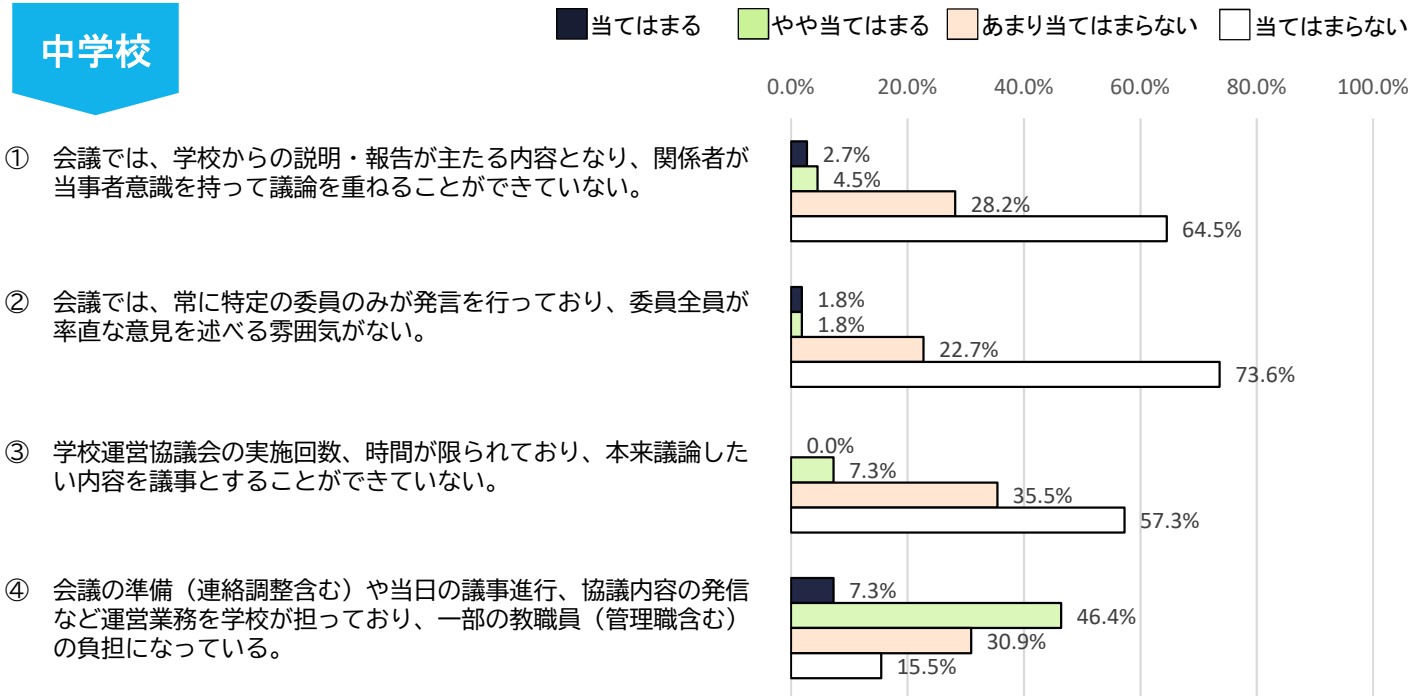
令和5年度コミュニティ・スクールの実態調査 結果②

2. 学校運営協議会の会議の運営

小学校



中学校



3. 「地域学校協働活動」については、誰が中心となって学校と地域をつなぐ役割を担っていますか？ [複数選択可]

	① 学校運営協議会委員 の地域学校協働活動 推進員 (「協育」コーディネーター)	② ①以外の、地域学校 協働活動推進員 (「協育」コーディネーター)	③ ①以外の、学校運営 協議会委員	④ 学校の教職員 (管理職含む)
小学校	82.6%	15.3%	31.5%	74.5%
中学校	78.2%	8.2%	31.8%	79.1%